

第3章 事業所等へのヒアリング調査

第1節 事業所へのヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 目的

知的障害者の労働安全教育を検討するためには、知的障害者を雇用する事業所の現場における安全管理の方法等について参考にする必要があると考えられるため、知的障害者を雇用する事業所を直接訪問し、担当者からヒアリングを行った。事業所における安全管理は従業員に対する安全のための指導・教育に加え、安全のための設備改善、安全管理体制などの全てを含み、一体的に運営される性質のものであるため、ここでは「安全のための指導・教育」に限定するのではなく、知的障害者の労働安全を確保するための設備の改造や、人的な支援体制等を含む安全管理の状況全体について聴取することとした。また、併せて、実際に事業所で起きた知的障害者の労働災害事例も参考資料として聴取することにした。

(2) ヒアリングの内容

主として以下の事項を中心に意見等を聴取した。

ア. 事業所の概要

- ・事業内容
- ・従業員数
- ・知的障害者の雇用状況
- ・作業工程
- ・使用している機械設備、工具等

イ. 知的障害者に対する安全上の配慮

- ・安全を目的として指導している事項あるいは安全指導を行う上で工夫した点
- ・安全を目的とした作業設備等の改善等

ウ. 知的障害者の労働安全に関する意見等

- ・安全の確保、安全教育に関して、一般の従業員と知的障害者の従業員とで区別する必要がある事項等、あるいは知的障害者の安全教育、職場での安全確保において考慮する必要があると思われること
- ・知的障害者の訓練施設等に対する安全教育に関する希望など

エ. 知的障害者のけが等の事例

「労働者災害補償保険」の適用になったかどうかの如何に関わらず、当該事業所で起きた知的障害者の従業員のけが等の事例について聴取した。

(3) 対象事業所

(社) 全国重度障害者雇用事業所協会の会員企業の12事業所を訪問した。事業所の選定にあたっては、①知的障害者を雇用していること、②特定の業種に偏らないことに留意した。なお、訪問した事業所の概要は表3-1の通りである。

表3-1 訪問した事業所の概要

事業所	事業内容	従業員数（うち知的障害者の人数）	知的障害者の従業員の作業内容
A	えのき茸の生産販売	24名（6名）	培養室や発芽室への培地（えのき茸を培養する栄養の入った瓶）の出し入れ、ケース巻き・外し作業、機械の清掃作業
B	コンクリート2次製品の製造	44名（17名）	金型の組立・取り外し、運搬作業
C	リネンサプライ	81名（39名）	製品の仕分け、たたみ、仕上げローラーへの入れ込み作業
D	リネンサプライ	57名（22名）	製品の仕分け、たたみ、仕上げローラーへの入れ込み、プレス作業
E	おしぼりのリース	70名（28名）	包装、検査、箱詰め、おしぼりの巻込み作業
*F	工業資材の再生	140名（54名）	ドラム缶の移動、ふた空け、研磨用チェーンの出し入れ
G	熱交換機等の部品製造	40名（7名）	各種のパイプベンダー（金属パイプを曲げる機械）等の操作
H	電気器具組立（モーター外枠、各種トランス）	56名（12名）	製品の運搬、コイルの挿入（プレス機械）、通電検査
I	自動車部品等のメッキ、組立	78名（33名）	ジグへの製品の掛け外し、製品の簡単な組み合わせ、並べ作業
J	各種金属製品等の製造	170名（10名）	主として電気溶接（スポット溶接）作業の補助
K	鉄製品の鋳造（上下水道用鉄板、鉄瓶の蓋等）	60名（27名）	築炉（溶鋳炉の準備）、炉の補修、鋳型の成型、機械による製品の研磨作業
L	ポリエチレン等の各種袋製造	50名（10名）	水切り袋の袋入れ作業、材料の運搬、清掃、製品の搬出作業

* 事務所を訪問した範囲での資料収集であり、工場施設には訪問していない

2. 調査結果

ヒアリングにおいて収集した意見等について以下にまとめた。

(1) 各事業所における安全教育等の内容

A 事業所

- ① 床が濡れている場所が多いので転倒しないこと、ケース巻き作業（えのき茸の周りにプラスチック製の枠を巻く）は少し高い所に登るので落ちないように気をつけること、機械を動かす時には巻き込まれないようにすること、など一般的なことについて、本人に会う度に声かけをするようにしている。同じようなことを繰り返しているが、これが大事だと思っている。
- ② 隔月で1回ずつ現場の監督者が集まり「安全会議」を行っている。その中で知的障害者への安全指導について話し合い、指導内容等を確認している。そこでは作業に関する事項の他に、日常生活や健康管理に関すること（特に睡眠不足）も話題にしている。

B 事業所

- ① 作業そのものはどちらかと言えば単純作業が多いが、扱う品物が大小様々な大きさの金型やコンクリート塊であり、中には大型で重量があり人間に向かって倒れたりすると危険な物もある。そのため作業者は必ずヘルメット、安全靴、手袋を着用している。
- ② コンクリートの流し込みやその前後の移動などは全てコンピュータで管理しており、人間が手作業で重い物を移動させるようなことは少ない。
- ③ 毎週月曜日の朝に朝会を開き作業の打ち合わせとともに安全作業に関する注意を与えている（自分の身体は自分で守ること）。その他、特に指導したわけではないが、クレーンやその他の大型で危険性のある機械類に知的障害者本人達で自主的に「危険」などの文字をマジックで書き込んだりしている。単に落書きというよりは、本人達なりの安全意識の現れのようであり、良い事だと思っている。
- ④ 知的障害者の従業員にはそれぞれの作業担当の場所を離れないように言っている。

C 事業所

- ① 作業の指導等は各部署に責任者をつけて具体的に指導する他、朝のミーティング時に安全について注意を与えるようにしている。
- ② 場所によっては危険性がある機械もあるが、そのようなところには知的障害者を配置していないし、もともと一カ所にじっとしていられず、用もなく歩き回ってしまう者は採用していない。
- ③ あまり理解力の高くない者にはタオルたたみなどの簡単な作業を行わせており、機械などには近づかないように指導している。

D 事業所

- ① 洗濯機への投入、取り出し、次の行程への移動などは自動化しており、人間が行う作業としては搬入された品物の仕分け、仕上げローラーへの入れ込み、たたみ作業などで、直接機械の中に入るような作業は少なくしてある。
- ② 事業所に届いた製品はベルトコンベアで1階から2階へ引き上げられるが、ベルトコンベアの操作は2階からでないといけないようになっている（1階からでも操作できるようにすると2階のベルトコンベア付近で作業している者が巻き込まれる危険性がある。）
- ③ 仕上げローラー部分に非常時のストッパーが取り付けられている。
- ④ 週に1回程度朝会を開き、その中で作業中のけがに気をつけるように話している。
- ⑤ 障害者の従業員にはそれぞれの持ち場を離れないように指導してある。特に立ち入り禁止の部分（各機械類の隙間など）には絶対に入らないように言ってあり、また各責任者が気をつけて見るようにしている。

E 事業所

- ① 事業所にはもともとそれほど危険な機械はないが、洗浄機には囲いをつけるなど一般的な対策の外、おしぼりを詰めたバッグ（100kgくらい）が移動するレールの下には金網を張るなどの対策がしてある。
- ② 安全に関することとしては、自分の仕事と特に関係ない機械には近づかないように日頃から言っている。また年に何回かミーティングを行う際にもけがをしないことの大切さについて話している。
- ③ 包装、検査、箱詰めなど単純反復作業的なラインでは知的障害者が多く働いているが、各ラインには必ず健常者の職員を一人ずつ置くようにしている。

F 事業所

事業所には、労働安全衛生法などで規定してある機械類などは特に置いていない。安全に関する指導としては現場で必ず一日に一回は「ここをこうした方が良い」というように指導するようにしている。

G 事業所

- ① パイプベンダー（パイプを曲げる機械）での加工後のパイプを人間が機械に手を入れて取り出さなくても良いように、機械の横に独自でストッカーを作り、そこに自動的に製品が入るようにした。
- ② 作業員全員に安全靴をはかせている。
- ③ 小型のパイプベンダーでは作業員が機械が動く（棒などが通る）範囲に入られないように囲いを作った。
- ④ 機械にはそれぞれ赤と緑のパトライトが取り付けられており、故障などで機械が止まった場合には赤いライトが光るようにしてある。

- ⑤ 課長職以上が定期的に工場内を巡視し問題が見られる箇所には赤い紙を貼るようにしている。また、問題点が改善されない限り紙ははがせないことになっている。
- ⑥ 事故・けがなどは忙しくて、しかもその後の予定がはっきりしていない状況で（イライラしている状況などで）起きやすい。だから予定をはっきりさせておくことが必要。そのため朝礼を毎日行い、夕方の集会（夕礼）も行っている。
- ⑦ 「整理、整頓、清潔」を標語にしている。
- ⑧ 各従業員（特に知的障害者）の作業（使う機械、作業内容）は基本的に担当制になっていて、担当以外の仕事はあまりやらせない。これは安全上の意味もあるが、それ以外に、本人達も自分の仕事に責任を持ってやるようになるし、一つの仕事に集中できるという効果がある。

H 事業所

- ① 一週間に一回朝会をして安全についての注意をしている（よそ見をしないこと、操作ミスをしていないこと）。安全作業について指差呼称を行い意識づけている。
- ② 月初めに「昼礼」として集会をしている。その中で「ヒヤリハット体験」などを発表させている（絵図等の資料は本社から回覧されてくるものや従業員からの発意によるものを使用）。
- ③ 通電検査用の検査台には回転式のカバーを取り付け、作業時はカバーを台の上にかぶせないと検査出来ないようにした。
- ④ プレス機は両手でボタンを押すように改造した。

I 事業所

- ① ボウリング大会など行事を月一回程度行っている。知的障害者の従業員は楽しみにしており、ほとんど全員出席する。そのような場で安全の大切さ、けがをしないことについて話をするようにしている。
- ② 毎月1日と15日は「安全パトロール」として、数人で工場内を点検するようにしている。
- ③ ジグが乱雑になると危ないので、ジグ掛けを天井に取り付けるなど改造を進めている。

J 事業所

- ① 工場内には電気溶接機（スポット溶接）とプレス機が多数置いてあるが、プレス機には全て安全装置を取り付けている（溶接機には安全装置は特にない）。
- ② 知的障害者は主として健常者の従業員が行う溶接作業の補助を行っている（中には知的障害者の従業員でスポット溶接を行う者も少数いる）。知的障害者に対しては、特に手順の理解をしっかりと指導し、作業中は手袋を必ず着用させている。
- ③ 昼休みに機械のスイッチは全て落とすようにしている。また、健常者の従業員が機械を離れる時も必ずスイッチを切るようにしている。

- ④ 電気溶接を行うため工場内に変電施設があるが、電流の処理には気をつけている。
- ⑤ 通勤の際に自転車で通ってくる人もいるので、気をつけるように指導している。

K 事業所

- ① 月曜日の朝は朝礼を行うので、その中で安全の話をしている。
- ② 定期的に係長会議を開き現場の安全について話し合っている。
- ③ 各担当者から、機械が動いている所には近づかない、知らない機械には近づかないように指導を行っている。
- ④ 工場内は可能な限り自動化を図っており、危険箇所人間が直接立ち入らなくても良いようにしてある。また、安全装置が全部で約90箇所取り付けられており、一箇所でトラブルが発生すると全部の装置が停止するようになっている。

L 事業所

- ① 整理整頓については注意するようにしている。同じ部屋で集団作業（水切り袋の袋入れ）をしている8名の知的障害者に関しては、作業室内が散らかっていることがあるので気をつけるようにしている。散らかっているのを何も言わずに放置しておくともますますひどくなる。
- ② 知的障害者の従業員全員に対して、工場内で動いて良い範囲を限定しており、特に製袋機（自動的に袋を作る機械でギヤ等の回転物が露出している）には近づかないこと、機械の間に入り込まないことなどを言っている。
- ③ 朝礼時に、機械類の取り扱い方、作業の手順などを守りトラブルの無いように確認し、全員で安全について唱和（内容は不明）している。

(2) 知的障害者の安全教育に関する意見

A 事業所

安全作業の手順等に関する担当者からの指示をきちんと聞けるように訓練施設では指導してもらえると良い。

B 事業所

ホイストでコンクリート製品をつかんで移動させている前を、知的障害者の従業員が平気で歩くことがあり、安全についての意識が十分でないと感じることがある。

C 事業所

知的障害者に安全について教える場合には繰り返し教えることが大切だ。

D 事業所

- ① 新規に採用した当分の間は危険な行動はないが、作業や周りの環境に慣れて来たときに危ない行動をすることが多い。
- ② 軽度の知的障害者の場合に、担当者が指示していないことをすることがあり、中重度の人に比べて難しい点がある。
- ③ 知的障害者の中にはけがをすることの怖さを知らない人が多いように感じられるので、就職前の段階でけがをすることの怖さを教えて欲しい。
- ④ 通勤に関する指導も行って戴きたい。

E 事業所

知的障害者は、一般の人に比べて行動の予測がつきにくいということはあると思う。

F 事業所

(特に資料無し)

G 事業所

知的障害者の安全教育といっても目的は一般健常者の場合と同じなので特別性質が異なるものではないと思う。ただ知的障害者の場合には一般健常者に比べて覚えるまでに時間がかかるということはあるだろう。

H 事業所

もともと採用する前の実習の段階でよく観察し、落ち着きがあり、また危ない行動をしない人を採用するようにしている。安全との関係では特に根気が必要であり、飽きずに同じ作業を続けられることが大切だ。反対に飽きやすく担当外の仕事に興味を持つようだとけがをすることの危険性がある。

I 事業所

- ① 工場内での安全以外に交通ルールに関する安全指導も必要だと思う。
- ② 知的障害者の場合には危ないものへの意識が不足している人が多い（危険なものを知らない人が多い）。
- ③ 知的障害者の場合、単純作業につく人が多いがしばらくすると仕事に飽きてしまい指示していない作業に手を出す人がいる。各訓練施設では仕事に飽きないことを教えて欲しい。

J 事業所

- ① 人にもよるが、知的障害者も安全については十分理解できているのではないかな。

- ② 単純作業になると、知的障害者の方が慣れていて、うっかりミスなどはむしろ健常者よりも少ない。

K 事業所

- ① 知的障害者は不器用な人が多く、一般健常者とは区別して扱う必要があると思う。
- ② 知的障害者の場合には理解力の低さとともに動きが鈍いことを考慮する必要があると思う。比較的障害程度が軽度の人でも不器用で素早い動きが出来ない人がいる。
- ③ 健常者の従業員が作業手順を省略したり一度に複数の作業を同時に行っているところを知的障害者の従業員が見て真似をすると危ない。他の従業員にも一つひとつ作業を行うように言っているが徹底することは難しい。

L 事業所

知的障害者の場合には、採用後、本人が作業に慣れてきた時、あるいは周りの人間も本人に慣れて来たときが危ないと思う。本人が思いがけない行動をとってしまったたり、あるいは本人に対する管理者の注意が低下してしまう、といったことが危ないと思う。

(3) 知的障害者の労働災害等の事例

12事業所のうち、8事業所で下記のような知的障害者の労働災害等の事例があった。

A 事業所

(事例1)

培地の掻き出し機のスクリーコンベアに腕を巻き込まれて骨折し、休業2ヶ月の傷害を負った事故があった。本人(男、軽度(B2))は掻き出し機のスクリーコンベアの部分を回転させて清掃を行っていたところ、コンベアの中に培地の瓶の破片が入っているのを見つけた。異物を取り出す場合には機械を止めてから行うように指示してあったが、本人は機械を止めずに手をいれてしまった。この時袖口がルーズな服装であったため、スクリー部分に引っかかり、そのまま巻き込まれてしまったとのこと。その後、スクリーの部分や掻き出し棒の回転部分には全て金網のカバーを取り付け、また「掃除、点検時は機械を止める」という表示板を作業室内に掲示した。

B 事業所

(事例2)

知的障害者の従業員2名と一緒に製品を持ち上げて運んでいた時に、一方の者が急に手を離れたためにもう一方の者がコンクリート製品と地面との間で指を挟み、指の骨にひびが入った。知的障害者の従

業員の場合には共同作業が多く、作業グループの中の誰かが手抜きをしたり、楽な方に流れようとする意識を持っているとけがをする者が出やすい。

(事例3)

知的障害者の従業員がコンクリート製品を積み上げる作業をしていた時に、急に荷崩れを起こし製品の下敷きとなり足を骨折した。その時の足場の状況があまり良くなかったことと、荷の積み方の問題もあったようだ。本人は作業にはよく慣れているため作業方法は本人に任せていた。

C 事業所

(事例4)

洗い上がった浴衣をプレス機にかけていたところ、ローラーに手を巻き込まれた(たまたま手がローラーの回転部分に近づき過ぎたようだが詳細な原因は不明)。幸い大きなけがには至らなかった。

D 事業所

(事例5)

軽度の知的障害者の従業員で、動力部のモーターにゴミが絡まっているのがどうしても気になり、下から潜り込んでゴミを取ろうとしたところ、指を挟まれて切断。モーター部分には蓋が取り付けられており、下から潜り込むようなことは想定していなかった。この他プレス機で火傷をする者が時々いる。

E 事業所

(事例6)

喫茶店等から返って来たおしぼりを「ほぐし機(大型のタンブラーが回転しゴミなどを取り除く)」にかけていた時に、たまたま通りかかった知的障害者の従業員がタンブラー内に異物(ロールタオル)が入っているのを発見した。彼はロールタオルを取り除こうとして回転しているタンブラーに手を突っ込み、挟まれて指を切断。この他、おしぼりを巻く機械のローラー部分に、時々おしぼりが引っかかって機械が止まることがあるが、そのような時自分でおしぼりを取り除こうとしてローラーに挟まれけがをするという例が少なからずある。

F 事業所

(事例7)

健常者と知的障害者の作業員と一緒にリフトを動かして作業をしていた時に、リフトがベルトに引っかかり止まってしまった。健常者の従業員が機械の管理者を呼びに行っている間に、知的障害者の従業員が自分で直そうとしてリフトの下に潜り込みベルトを外したところ、リフトを吊り下げていたチェーンに緩みがあったためリフトが数10cm落下、リフトと地面の間に挟まれて死亡した。

(事例8)

ビニール袋に入った苛性ソーダを工場の隅に積み上げていた。袋を破って別の容器に移す際などにビニール袋の上には少量の苛性ソーダがこぼれていた。そこに知的障害者の従業員が、ズボンが汗でかなり濡れた状態で腰掛けたため、苛性ソーダが発熱し腰から足にかけて軽い火傷を負った。

G 事業所

(事例9)

液体の化学薬品を高温に熱して作業を行っていた時、機械が故障。健常者の従業員と知的障害者が一緒に作業をしていたが丁度昼休憩になったので健常者の従業員は昼食後に直すつもりで食事に行った。その場に残った知的障害者の従業員が自分で直そうとしたがなかなかうまくいかず、バルブの部分をハンマーで叩いたところ、高温の蒸気が噴き出し火傷を負った。

K 事業所

(事例10)

足下に溶解した鉄が置いてあり、これにズボンの裾が接触して燃え上がり足首から大腿にかけて火傷を負う事故があった。本人は足首の方が燃えているのに気づかず、かなり火が大きくなってから気づいた。皮膚移植の手術を受けた。一般の健常者であれば、火が大きくなる前に気づいて消すことが出来ていたと思われるが本人の場合気づくのが遅く、大きな災害になった。

小さな火傷は健常者、障害者を問わず多い。

L 事業所

(事例11)

今まで知的障害者の従業員で、大きなけがなどは起きていないが、危うくけがをしそうになったことが1度ある。健常者の従業員の補助として知的障害者の従業員に製袋機を操作させていたところ、健常者の従業員が製袋機から離れた時に偶然機械が故障してしまった。その時に、知的障害者の従業員は自分で直そうとしたらしく、間違った手順で復旧作業を行ってしまい、製袋機の心臓部を壊してしまうということがあった(約200万円の損失)。結果的には本人にけがは無かったが、製袋機はローラーやギヤなどの回転物が非常に多いため間違った手順で修理をすると巻き込まれる危険性が高い。担当者は安心する一方で本人の行動に対して非常にショックを受けた。その後、知的障害者の従業員に機械操作を直接担当させるのは控えている。